

## 第10回あきる野市子ども・子育て会議 議 事 要 旨

- 1 開催日時：平成26年12月25日（木）午後2時～4時
- 2 開催場所：別館3階 第1会議室
- 3 出席者（委員10名）

### 4 次 第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 事
  - (1) 子ども・子育て支援事業計画（案）について
  - (2) 利用者負担について
4. その他
  - ・あきる野市認可外保育施設の現状について
5. 閉 会

### 1. 開 会

### 2. 挨拶

委員長 回を重ね、今日で10回もやったのだなと、あらためて思っております。今日の会議を踏まえて、年が明けてのパブリックコメントを受けて最終調整ということで、来月を控えて、今日も重要な会議です。スムーズに進行できるよう努めますので、委員の皆様方にもご協力いただきたいと思います。

### 3. 議 事

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画（案）について

事務局より資料1に基づき説明が行われた。

委員長 全体について、何かご質問あるいはご意見はありますか

委 員 55ページの「(1) 子育てしやすい環境の支援」ですが、前の時は表現が違ったと思うのですが、これに変更されたのですか。

事務局 この部分は「(1) 次代の親の教育」というタイトルでした。内容を整備するうちにタイトルとそぐわないところが若干ありまして、「子育てしやすい環境の支援」と変更させていただきました。

委 員 もう1点、「障がい児保育事業」は、保育サービス事業のところに入っていたのですが、後ろの「障がいのある子どもへの支援」のほうに移したのですか。

事務局 ここも、内容を見て、場所を移したほうがスムーズだということで、保育のところから障がい児の支援のところを組み替えております。

委員 「(2) 保育サービスの充実」が2つだけになってしまい、他のところは3つとか、4つとかあるので、少し寂しい印象を受けました。

事務局 保育サービスに関しては、どちらかというとも5章の前の教育・保育のところはかなり力点を置いていますので、少し整理をさせていただいております。

事務局 あとは、文言の修正程度ですので、大きな変更は今の2点です。

委員 都のサービス推進費という保育園に限った補助金があり、地域に対する子育て支援をやれば、努力加算というものがあります。それで何百万単位で補助金を頂いて、園によっては子育てサロンなどの事業に職員を張り付けたり、新たに雇用したりしてきました。新制度では各市町村で計画を立てており、東京都はどうか見えていましたら、来年度からいきなりカットという動きが出てきています。

この計画の中にも、51 ページの No14、「保育所・幼稚園地域活動」などで、保育園と幼稚園が地域の子育て支援に役立ってほしいとなっていますが、東京都が市町村の事業として移行させる動きがあります。保育所としては、補助金のカットされてもすぐにやめられない事業もあります。今後、具体的にどのくらいの援助をしていただけるのか、また、そういう新制度に伴う弊害について、自治体はどう考えるのか。この計画を立てる中で、もう5年間、どう見直しをされていくのかも、今後の課題だと思っております。

委員長 確かに東京都の認可保育園に対するサービス支援は、多い園は1千万円くらいになっているところもあります。これが、都の予算が決まった時点で、市町村にどういう形でくるのか。また、保育園が同じ事業をできる形で配分されるのかどうか。これは予算が決まらないと見えないので、その時点で、また必要に応じて、この会議でも取り上げたいと思います。

委員 今話を聞いて、あそびクラブなどの保育園の子育て支援がやっと根付いてきていたので、保護者代表としても、その辺を考えてほしいと思っています。

委員長 どの地域でも、また保育園だけではなくあらゆるところで、子育て支援をさらに充実させないといけないということは確認しております。ただ、これは都の予算の問題ですので、それが見えた時点で必要に応じて検討させていただきます。

あと、「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」というタイトルですが、この計画には、子ども・子育て支援法に基づく部分と次世代育成支援対策基本法に基づく部分と、系統が異なる2つのものが重なっています。多くの市町村は、例えば、「子ども・子育て支援総合計画」としたり、何かキャッチフレーズを付けていたりしています。ネーミングは何でもいいのですが、そのような形にして、また、第5章も次世代法に基づく行動計画だと明記するほうがオーソドックスなので、個人的な希望ですが、事務方でご検討いただきたいです。

それでは、議事(1)については、これでよろしいですか。

委員一同 異議なし。  
委員長 ありがとうございます。

## (2) 利用者負担について

事務局より資料に基づき説明が行われた。

委員長 1号認定については、今まで各幼稚園で決めていたものを市で定めることとなります。まず1号認定について、ご質問はございますか。その次、2号、3号認定について、ご質問があればお聞きしたいと思います。

委員 3ページで、市の財政が負担している部分が大きいということでしたが、実際どれくらい負担しているのですか。「新保育料階層区分表(2号、3号)」の「第一子0歳～2歳児」が、国基準の第8階層では104,000円、市基準では、金額で合わせて第24階層で48,200円で、この差額を負担しているのでしょうか。

事務局 そうです。

委員長 では、1号認定についてのご意見はいかがでしょうか。

委員 事業計画は事前に送っていただきましたが、この資料は当日配布で、事業者としても分からない部分です。それから、新制度では、幼稚園・保育園の施設型給付以外にも、地域型保育給付や地域子ども・子育て支援事業など、今までお金が回っていなかったところも充実させるという目的があると思います。総合的なことを議論するのであれば、その前に、保育園・幼稚園、他の事業、それぞれに掛かっている市の予算などの資料も出していただきたいと、過去にもお願いをしました。今回、現行の保育料と比べて高いか低いかだけの資料を当日配布され、議論するのは難しいと感じております。

また、前回も言いましたが、幼稚園の公定価格がまだ分からず、ここで1号認定の利用者負担を決めても、保護者にどれだけ上乗せ徴収するのかすら議論できない状態です。幸い来年度は市内の私立幼稚園は移行しませんので、1号認定の細かい点は、来年以降、国の予算が確定してからあらためて議論する方向で進めていただきたいです。

事務局 資料の件は、大変申し訳ありません。1号認定の話ですが、国も都も詳細が見えていません。また、国の動きが変わるかもという話もあります。一方で、市としては1号認定の量を設定しなければいけないので、その設定はした上で、国や都がはっきりした段階で、またこの会議でご審議いただきたいと考えています。

委員長 今ご説明いただいたようなことを踏まえて、もう少し詰めなければいけないと思います。他に1号認定に関しては、いかがでしょうか。

委員 1ページの第1子、第2子、第3子での額の違いは、第2子が半額、第3子が基本0という支援が、今年度から始まっているという捉え方でいいですね。

委員長 多子減免も、そういう形で行っています。

委員 お母さんたちにも聞いてみても、始まっていることを理解されていないようです。就園奨励費や保護者負担軽減費が年度の途中や終わりに来るので見えにくいのと、理解しづらい部分があると思います。保育園のように月々で額が見えると、補助してもらっている感覚になるし、家計も助かると思います。新制度に伴って、そういう動きができるのであれば、助かります。

委員長 新制度では、1号認定も保育所と同様、毎月の保育料が減免される形になりますので、その点は、多分ご心配ないと思います。

あとはいかがでしょうか。では次に、2号、3号認定についてのご意見はいかがでしょうか。

委員 所得税と住民税のところで、このようにぶつけるのが大変だったのではないかと思います。前回の資料と増減一覧を見比べてみましたが、非常にご苦労されたのだなど、今はその一言に尽きます。あとの議論になりますが、保育園としては、保護者負担の軽減を要望していますので、試算1-2がいいに決まっています。

委員長 利用する側では、いかがでしょうか。

委員 幼稚園と保育園は同じような施設ですが、管轄も主目的も違います。保育園は福祉施設ですから、福祉は社会的弱者を守るところを踏まえれば、そこに税金が投入されるのは当たり前ではないかと、少し感じました。

委員長 利用者も行政も、それぞれ悩ましい問題だと思います。今日決める話ではなく、基本的なコンセンサスがつくられればいいかと思います。

何号認定だろうと家庭の所得による応能負担ということで、利用者にとっての公平感が大事です。一方、市民の税金を使いますので、子どもがいてもいなくても、納税者から見て公正な税の使い方をします。この2つが大原則になると思います。また、2号、3号認定は保育所の徴収基準が既に存在し、区分が所得税から市民税に変わることで、保育料が微妙に上下する方がいるので、そのバランスをどうするかという観点があります。

それから、今回の新制度では、教育も福祉も、基本的には施設型給付という同じ土俵となりますが、先ほど申し上げた利用者の公平感や、納税者側の公正支出の感覚からすると、矛盾が出る部分があります。これは国に責任があるのですが、2ページの1号認定の《実質負担額》で、市町村民税非課税世帯の方は、国基準で月額9,100円になっています。一方で2号認定、3ページの下《新制度における国基準》では、市町村民税非課税世帯は6,000円になっています。同じ非課税世帯でありながら、保育時間が短い1号認定のほうが、保育料が高いという状態です。これは国のひずみなので、あきる野市がどうというわけではないのですが、そういう1号と2号のバランスの問題も、出てくるだろうと思います。

また、2号認定の方も、1号認定で幼児教育4、5時間に、幼稚園型の一時預かりを組み合わせた8時間利用も可能です。それで、一時預かりを1カ月利用すると、8時間で3万円近い金額になってしまいます。一方、2号認定だと、同じ

8時間の保育を受けて2万3,000円程度と、同じ所得なのに保育料に差が出ます。これも矛盾だと、私は思います。

そういう問題点を、委員の皆さんにもそれぞれの立場で整理していただいて、その辺のデータも可能な範囲で早めに資料を出していただきたいです。また、今のご意見も踏まえて、市の基本的な考えをもう少し整理しなければいけません。できれば次回の会議で、100%ではなくても合意ができればと思っています。また、それを平成31年度まで5年間、変えないわけではなく、28年度に向けてまた見直すことも当然あり得る話です。その辺も踏まえてご意見をいただき、可能な限りで反映できればと考えています。

利用者負担について、他に何かあればご意見をお伺いしておきたいと思います。

委員

全体を通して、子どもの年齢もそんなに変わらないのに、公平ではないという印象をどうしても持ってしまいます。この間、幼稚園に行けるから行かせているのだろうという意見もありました。ですが、いろいろなお母さんに話を聞いてみても、保育園のお母さんから幼稚園に行けてうらやましいというような言葉は、一度も受けたことはありません。預かる時間が短いので、そのあと子どもとどう過ごすのかという声のほうが多いたというのが現状です。いい環境で教育を受けさせたいと思いますが、むしろ大変と思われているほうが多いです。

あと、裕福だから入れているわけでも決してなく、専業主婦できっちり切り詰めて生活している人もたくさんいます。共働き世帯と幼稚園の専業主婦世帯との収入の差はそんなにない、むしろ共働きのほうが多いと思うのです。そういう点も加味して、平等というのをできるだけ実現させていただきたいと思います。

委員

今の意見に補足です、先ほどの保育園は福祉施設で、福祉が必要な人が多いという点は事実です。ですが、幼稚園でも、最近は片親の方も結構いるし、生活保護の方もいます。10年前の調査では、生活保護世帯など、福祉が必要な方は保育園が多かったですが、中間層は幼稚園も保育園もあまり変わらず、高所得者はかえって保育園に結構いたり、昔いわれていたような階層区分ではなくなってきています。そういう実態のデータ、例えば所得階層別の園児数などは、市で把握できているはずなので、その辺の実態を見て、公平感を考えてほしいです。

あと、短時間と長時間の話ですが、保育園側は短くても職員を雇用するから経費は同じで、保育園の運営をきちんと保障しないといけません。親からすると、負担の差は1.7%くらいで、頑張って短く預けても料金が変わらないなら、長く預けたほうがいい。そして、1号認定の人よりも、2号認定ですと夏休み、冬休みも預かったほうが安いとなると、「え？」という話になると思います。

今まで、保護者はあまり幼稚園と保育園の差の認識がなかったですが、今回の制度改革でそれが見えてきているので、これからは3号認定を受ける人が増えてくる可能性もあるということなども考えながら、議論をしていただきたいです。

委員長

国も都も市も、限られた財源をどう有効に使うか、非常に悩んでいると思いま

す。参考までに、品川区の場合は、保育標準時間と保育短時間で国基準では2%も差が付かないところ、2割差を付けるようにしたいと思います。それから、地域型保育給付も、認可保育所に行けなくて認証保育所に入れて、認証保育所や小規模はハード面で少し見劣りをするのに同じ負担だと平等でないということで、認証保育所は利用者負担を1、2割ほど安くするという考えを持っています。

ただ、品川区は財政が潤沢なので、できる面もあると思います。限られた財源を、しかし他の中身に知恵を出して、公平感を持てる、いい方法がないかを模索をしていただければと思います。あとは、具体的な材料が今日はないため、基本的なご質問やご意見、ご要望をお聞きして、次回会議までに可能な限り材料を用意していただいて、結論を出せればと思っております。今日は事務局の説明を踏まえてご意見を頂き、課題がいろいろあるという点をご理解いただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

#### 4. その他

委員長 「その他」ということで、まず事務局からご説明いただけますか。

事務局 それでは、「小規模事業の概要」という資料をご覧ください。前回の会議で、小規模保育事業についての概要を説明いたしました。4つの事業者が実施をして、利用定員は合計46名となります。この利用定員に関しては、子育て会議に諮ってご了承頂くことになっております。事業計画でも、小規模事業の46名を確保策として当て込んでおりますので、これを変更するという議論はできないのですが、それをご理解いただいて、この利用定員でご了承いただければと思います。

委員長 新たに施設ができた際の利用定員は、子ども・子育て会議で確認了承すると国で決められています。それは、保育の需要と供給のバランスを取って、確実に保育を保障できるようにという前提です。この施設がいい悪いという話ではありませんので、ご説明いただいた方向で、新制度で小規模保育が誕生し、供給が確保されることについてのご理解とご了解をいただきたいという話になると思います。もし、何かもしご質問やご意見があれば、お伺いしたいと思います。

委員 よつぎ保育園の定員が12名ですが、最初は19人と聞いた記憶があるのですが。

事務局 これは建物の許可の関係で、19名から12名に減員になりました。

委員 幼稚園のほうは0歳児がないのと、あと時間が短いですが、今後、0歳児とか時間を長くするとかの変更はあるのでしょうか。

事務局 小規模保育事業はあきる野市も初めて開設しますので、来年度に動き始めてから、利用状況や利用者の希望を見て、必要があれば考えることになると思います。

委員長 利用の実情で変わる可能性も、当然あると思います。1、2歳をやってノウハウを身につけて、より安心できる形で0歳も始めるということもあるかもしれませんし、もし延長保育で6時まで利用する方が増えれば、いっそ保育標準時間帯

でしょうということは、それぞれの事業者で対応することもあり得ると思います。  
他になれば、まだその他事項があるようですので、お願いできますか。

事務局より学童クラブに関する条例の改正について説明が行われた。

- 委員長           これは報告ということでよろしいですね。他にありますか。
- 事務局           事業計画のパブリックコメントを実施することで、準備を進めています。具体的な日程は1月15日（木）～1月30日（金）、広報とホームページでの周知を行い、市民の方からのご意見を伺います。ご意見が出たものに関しては内容を精査して、調整するものがあれば対応するのですが、事務局にお任せいただければと考えていますので、どうぞよろしくをお願いします。
- 委員長           今回の会議はパブリックコメント期間中ですので、後日にパブリックコメントでの意見を整理をしたものを、資料として配布をしていただければと思います。
- 事務局           はい、分かりました。
- 委員           先ほど、これを見せていただいたのですが、何が何だか分からなくて、幾らくらいの平均年収で幾らの保育料で、それは生活の中で何パーセントを占めているのかというデータも欲しいと思います。
- 事務局           今日出している資料を少し加工すればできると思うので、それが新しくなったときにはこうですというのを含めて、やってみます。
- 委員長           あとは、考え方をもう少し整理をしていただいて、年少扶養控除の問題もありますが、2子半額、3子以降は無料ということがごっちゃにならないように、その考え方だけでも早く出していただければと思います。細かい数字に注文を付けるのではなく、基本的な考え方で大きな了承をいただきたいと思いますので、その点について早めに用意していただければと思います。
- 事務局           次回ですが、1月21日（水）午後6時から、市役所の5階会議室で開催させていただきます。以上でございます。
- 委員長           それでは最後、副委員長に締めていただきます。よろしくをお願いします。

#### ・あきる野市認可外保育施設の現状について

あきる野市認可外保育施設協会代表より資料に基づきヒアリングを実施した。

#### 5. 閉 会

- 副委員長           次回、1月21日、少し時間が遅いので、雪でも降らないといいですが。どうも、今日はお疲れさまでした。ありがとうございました。
- 事務局           本日はありがとうございました。

以 上